## 建築物の制限一覧表

					用货	论地域		特定用途制限地			]		
建築物の用途制限				第一種住居地域	第二種住居地域	準工業地域	工業地域	環	田園居住地区	産業共生 地区	前橋笠懸道路沿道地区	備  考	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積													
衆用任七 (の   / 2 未		07床凹傾が	、50m以下がり延発物の延へ面積									非住宅部分の用途制限あり	
店舗等		150㎡以下のもの											
		150㎡を超え、500㎡以下のもの		1									
	   床 !			+					1	1			
	面	1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの		$+\!\!\!\!-\!\!\!\!\!+$									
	<sup>1</sup> [1]	3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの		_									
		•	D㎡を超え、10,000㎡以下のもの DO㎡を超えるもの										
		•	を超えるもの 客施設 ※I)										
-		150㎡以下											
事 務	// L		え、500㎡以下のもの										
所	I		え、1,500㎡以下のもの	Щ_									
等		-	超え、3,000㎡以下のもの									_	
ホテル、旅	3,000㎡を超えるもの 館			_								▲3,000㎡以下	
遊戯						<del>                                     </del>				_			
	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等			<b>^</b>						_		▲3,000㎡以下 ※2	
•		カラオケボックス等			<b>A</b>	<u> </u>	<b>A</b>			<b>A</b>		▲10,000㎡以下	
風	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等				•		•					▲10,000㎡以下	
俗 施	劇場、映画館、演芸場、観覧場												
設	  キャバレー、個室付き浴場等			_		<b>A</b>						  ▲個室付浴場等を除く	
公	幼稚園、小学校、中学校、高等学校			┰		Ť							
共	大学、高等専門学校、専修学校等			1		1							
施	図書館等												
設.	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等												
病	神社、寺院、教会等			- -				<u> </u>	<u> </u>				
院	病院 公衆浴場、診療所、保育所等			-				-					
· 学	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 老人福祉センター、児童厚生施設等 自動車教習所			$+\!\!\!\!-$				1					
校				+									
等				<b>A</b>				1				▲3,000㎡以下	
		単独車庫(附属車庫除く)			<b>A</b>							▲300㎡以下 2階以下	
	建築物附属自		なものないてほのし / 0ルエルっぱ	3	3							①600㎡以下   階以下	
		①②③については、建築物の延べ面積の I / 2 以下かつ備 考欄に記載の制限			_	一団の敷	地内に	ついてタ	別に制限	あり		②3,000㎡以下 2階以下 ③2階以下	
	倉庫業倉庫												
				$\top$								①2階以下かつ 1,500㎡以下	
	自家用倉庫			2								②3,000㎡以下	
	  畜舎( 5㎡を超えるもの)											▲3,000㎡以下	
				+									
		パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、 自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下											
工 場		- 11 210 32 - 7		—		-		-					
•	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場			①	①			2				  原動機・作業内容の制限あり	
<b>倉</b> 庫								2				作業場の床面積 ①50㎡以下	
等												②I50㎡以下	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがあ			,									
	る工場											W 18	
	自動車修理工場			①	①			3				作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり	
	量が非常に少ない施設			2									
	火薬、石油類 どの危険物の		量が少ない施設			$\vdash$		}	1	-		①1,500㎡以下 2階以下	
	世の屋 理の量	/灯礟、処	量がやや多い施設							1		②3,000㎡以下	
			量が多い施設				Н						
卸売市場、	火葬場、と畜	場、汚物処	┗ ■理場、ごみ焼却場等		原目	リとし	_ て都	市計画	決定力	が必要	-		
								, -	<u> </u>	🔿			

<sup>※)</sup>本表は、令和3年11月時点で建築基準法48条及び別表2の概要を整理したものであり、すべての制限について掲載したものではありません。

<sup>※1</sup> 大規模集客施設 :床面積10,000㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等

<sup>※2</sup> 客席のあるものは観覧場として扱う